

海外募集型企画旅行条件書

(お申込みいただく前に、この条件書をお読みください。)

観光庁長官登録旅行業第2136号 日本旅行業協会正会員

旅行企画・実施 **株式会社 メディアシップ・ブランド**
旅行センター
〒950-8535 新潟市中央区万代3丁目1-1
新潟日報メディアシップ 14階
☎(025)385-7692

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社メディアシップ・ブランド（以下「当社」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供が運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるとしております。手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」という。）及び、当社旅行予約契約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という。）によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 当社にて必要事項をお申出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面必要事項を記入した場合同ごさいませ。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り戻ります。

また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するといたします。

- 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがありますが、この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項①の通り申込みが受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第4項③の定めにより契約が成立します。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を前提に期限を確認の上で、お持ちいただくことがございます。以下、この状態のことを「空席待ち」といいます。この場合、お客様が空席待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金の提出及び申込金と同額を預り金として申付けます。（空席待ちの登録は予約完了を保證するものではありません。）ただし、「当社が予約が可能となった旨をお客様よりお客様より空席待ち登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ち願ひの期間までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該預り金を全額払い戻します。
- 本項⑧の場合で、空席待ちコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定ののお客様が対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に含まれない場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、「ご参加をお断りする場合があります」。
- お客様が、当社に対して「割引料又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります」。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨をお旅行のお申込み時にお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申込みに基づき、当社がお客様のための合理的な措置に必要な費用はお客様の負担としていただきます。なお、この場合、医師の診断書を出していただく必要があります。また、現地事情や宿泊機関等の状況により、旅行安全かつ円滑な実施のために、介助者7 同乗者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただいたか、又はご参加の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただいた場合があります。

- 当社は、本項①②⑥の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②はお申込みの日から、⑥はお申出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

5. その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社業務に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項①の契約書面を補完する書面として、当社にお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前〜7日以内にお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。）ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

また、当社とお客様が第4項②に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名集めて旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）を、第15項①に規定する取消料・違約料、第10項②に規定されている追加代金及び第4項②に規定する手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申出が限り、お客様の承諾といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は第3項①の「申込金」第15項①①の「取消料」、第15項①②の「アの」の「違約料」、及び第2項②の「変更補償料」の額を算出した額とされます。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法、「旅行代金」と表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を（原価の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りある旅行者に一律に課せられるもの）に限ります。）を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。）
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
お1名様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20 kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお確認ください。なお、手荷物の運送に係る利用運送機関があり、当社は運送機関への運送手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物荷物には一律に「重量」が含まれない場合があります。）
- 現地の手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）
但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- 燃油・燃料サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項①から⑨のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
 - 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項⑥における航空会社の定める手荷物の増料分
 - クルーズング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - 渡航手續関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手續代り代料金等）
 - ご希望のみな参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
 - 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の実定する付加運賃、料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項⑨のコースの燃油サーチャージは除きます。）
 - 第8項④で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊税・サービス料金
 - 日本国内の空港施設使用料等
 - 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
 - 旅行日程中の空港税等（ただし、空港税等を含んでいる当社がパンフレットで明示したコースを除きます。）

10. 追加代金と割引代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
 - お1人部屋を使用される場合の追加代金。
 - パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
 - 国内線特別代金プラン
その他のパンフレット等で「X・Y・Z追加代金」と称するもの（ストレッチャックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」等に記載した場合の追加代金等）
- 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
 - パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つどの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
 - その他パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

- ご旅行に必要とされる旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手續は、お客様ご自身で行っていただきます。たご旅行に必要とされる旅券を申し受け、別途契約として渡航手續の一部代行を行います。この場合、当社にお客様ご自身起因する事由によるお立ち回りを得ないときは、お客様にあらからしめ連やかに当該事由が当社の関与し得ないものである旨及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
- 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運計計画によらない運送サービス等の提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合における、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためは、お客様にあらからしめ連やかに当該事由が当社の関与し得ないものである旨及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金等の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項①①の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項①①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、その増加額だけ旅行代金を追加いたします。

ならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に関する手数料として11,000円（消費税税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行契約の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておとりにつき下記の料金を取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

※取消料対象前日の解除であっても申込金等の返金に伴う振込手数料や現金書留の費用はお客様のご負担となります。

ア、「本邦出国時に航空機を利用する旅行（貸切航空機を利用する旅行を除きます。）」の取消料

旅行契約の解除日	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ピーク時以外の日に開始する場合	ピーク時に開始する場合
40日以前以降31日目にあたる日までの解除	無料	旅行代金の10%
30日以前以降2日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
2日目にあたる日以降の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

※ピーク時とは1月2月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

イ、「貸切航空機を利用する旅行」の取消料

旅行契約の解除日	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	31日目にあたる日までの解除	無料
30日以前以降31日目にあたる日までの解除	90日以前以降31日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%
30日以前以降21日目にあたる日までの解除	30日以前以降21日目にあたる日までの解除	旅行代金の50%
20日以前以降4日目にあたる日までの解除	20日以前以降4日目にあたる日までの解除	旅行代金の80%
3日目にあたる日以降の解除	3日目にあたる日以降の解除	旅行代金の100%

ウ、旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）

- 日程に含まれるクルーズ中の泊数に当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のみを除く。②において同じ。）の50%以上のクルーズ期間に該当するクルーズ日数を旅行開始日から読み替えた期間内に解除する場合（2に掲げる場合を除く。）
 - クルーズ中の泊数に当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの
 - 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
- 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合
- 旅行代金の1.0 0 %以内

エ、「日本発着時に船舶を利用する旅行」の取消料

パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。

オ、「日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行であって、パンフレット上にクルーズ旅行予約款を適用する旨記載があるもの」

- お客様の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- 旅行代金期日までに支払われなるときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消し取りとみなし、所定の取消料を収受します。

16. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

ア、お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申出は、お申込み日の営業時間内にお受けします。イ、お客様は次の項目に該当する当社約款に取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

б、第13項①に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。

с、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

д、当社がお客様に対し、第5項②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。

е、当社が責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ、当社は本項①①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお受けします。また本項①①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しをいたします。

エ、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合は旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合は）、お客様が旅行をお断りするときは、所定の取消料を収受します。

オ、お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

カ、当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

② 当社の解除権

ア、お客様が第6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項①①の①のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約の解除をいたします。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満た

していないことが明らかになったとき。

- b. お客様が第4項の3から5までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日より前に、また、期間外以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日以前に旅行中止のご通知をいたします。
- g. 天災地変を目的とする旅行における降参の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき。あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令 その他上記の各事と異し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- i. 上記 hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出されたとき。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項①の②に準じます。）
- j. 上記の①のfとして、新規に就航する航空会社より新規に就航する路線を利用する場合、またはチャーター機を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許可取得が得られないことにより運送サービスが中止されるとき。

ウ. 当社が本項①の②のaにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金（あるいは申込金）を差引料を差し引いて払い戻します。また本項①の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

② 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

ア. お客様の都合により途中で「離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。」

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスに提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項②の①の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなかった部分以外の部分に係る契約を解除し払い戻します。当該旅行が当該の責に帰すべき事由により不能な場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他事由により、旅行の継続に耐えられないと認めるとき。
- b. お客様が第4項の3から5までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これら者の行為が団体行動を妨げる恐れがある旅行又は団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他上記の各事と異し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- e. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項②の②のaに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とし、この場合、契約の解除によるお客様の取消料その他の提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者者に支払った額を差し引いた額を支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ. 本項②の②の a、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様に2ご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ. 当社が本項②の②のaの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- ① 当社は、「第13項の②(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合は」第16項の規定によりお客様または当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻す金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつてはお客様の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはパンフレットに記載した旅行終了日の 翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- ② 本項①の規定は、第20項（当社の責任）又は第22項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するところを妨げるものではありません。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員

① 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

② 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要業務及びその他当社が必要と認める業務の一部又は一部を行います。

- ③ 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- ④ 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

20. 当社の責任

- ① 当社は募集型企画旅行契約の履行にあつて、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を生ずたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知がある場合に限ります。
- ② お客様が以下に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに発生する旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤ 自由行動中の事故 ⑥ 食中毒 ⑦ 盗難
- ⑧ 運送機関の遅延・不天、スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- ⑨ 手荷物について生じた本項①の損害につきましては、本項①のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限ります。賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が旅行賠償額にお一人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。
- ⑩ 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持

ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

21. 特別補償

- ① 当社は本項①の当社の責任が生じたか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外傷の事故に巻き込まれて死亡したとき、身体に受けた一定の損傷につきましては死亡見舞金（2500万円）、後遺障害補償金（2500万円上限）、入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり14万7千円を上限とします。）を支払います。
- ② 本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合には限り、当該募集型企画旅行参加とはいたしません。
- ③ お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ビッケン、アイゼン、ザルハン、ハン、等の登山用機を使用するもの）、リュージョ、バイクツアー、スカダイビング、ハンググライダー搭乗、超高度動力機（モーターグライダー、プロペラント機、ウルトライト機等）搭乗、ゼイロフレーション搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- ④ 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、保証書（通称）及び現金支払機カード（以下、「各種カード」といいます。）各種旅行サービス、の、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- ⑤ 当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねる場合であっても、一方の損害が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたものといたします。

22. お客様の責任

- ① お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
- ② お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関などに申し出ていただく必要があります。
- ④ 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態に申出たときは、必要な措置をとることができる場合があります。また、当該オプショナルツアーの申込みに係る事由によるのではないときは、当該措置に要した費用はお客様に負担し、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。

23. オプショナルツアー又は情報提供

- ① 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」という。）の第21項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。
- ② オプショナルツアーの運営事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。（但し、当該オプショナルツアーの利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）
- ③ 当社は、パフレッツ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しません。（但し、当該オプショナルツアーの利用日による募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

24. 旅程変更

- ① 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日より起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社が、契約の解除に必要と認められる事由が生じたことが明らかなる場合には、変更補償金についてはなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。
- ② 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア. 旅行日程に支障をもたす悪天候、天災地変イ. 戦乱
エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画に於かない運送サービスの提供キ. 旅行参加者の生命又は身体的安全確保のための必要措置
- ③第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受け順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

⑤ 本項①の規定にかかわらず、当社が以下に旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た上限とします。またこの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおよびと率につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

⑥ 当社はお客様の同意を得て金による変更補償金、損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもつ補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1件につき上記の率×旅行代金			
	当社が変更補償金を支払う変更		
① パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	1.5%	3.0%
② パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更		1.0%	2.0%
③ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれ以下になった場合に限ります。）		1.0%	2.0%
④ パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		1.0%	2.0%
⑤ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地または航空又は旅行終了する空港の異なる便への変更		1.0%	2.0%
⑥ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		1.0%	2.0%
⑦ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		1.0%	2.0%
⑧ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類設備又は景観その他の客室条件の変更		1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		2.5%	5.0%

注1：パンフレットに記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合1泊につき1件として取扱います。

注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：④運送機関の会社名の変更は、等級又は設備のより高いものへの変更の場合については適用しません。

25. 適債契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジット会社（以下「提携会社」という。）のカード（以下「会員」という。）により「会員の署名なくして旅行代金（取消料等の支払）を受ける」という条件（以下「適債契約」という。）を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。適債契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（「受託旅行者による」当該取扱ができない場合もあります。また適債可能なカードの種も受託旅行者による限り異なります。）

- ① 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債権の履行を行うべき日となります。
- ② 申込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- ③ 適債契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を受けた時に成立し、当社が e-mail等の電子承諾通知による方法により通知を受けたときは、その通知がお客様に到達した時に成立するとします。
- ④ 当社は提携会社のカードにより所定の応募への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- ⑤ 契約解除のお申出があった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻しを行います。
- ⑥ 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができません場合、当社は適債契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該 期日までに、お支払いいただけない場合は16項①アの取消料と同額の違約料を申受けます。

26. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域への渡航に関する情報が発出されている場合があります。また、「外務省海外安全ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認いただけます。なお、契約後ご出発までに、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様またはそのご案内先へ、都合によりご案内できない場合も発生して、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお願いいたします。

27. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/」をご確認ください。

28. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、怪しげなをした場合、多額の治療費、移費送等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な金額の海外旅行保険の加入をお勧めします。

29. 個人情報取扱ひ

① 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取扱いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することがお客様の任意です。が、全部または一部の個人情報を提供いただけない旅行であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報には「受託販売権」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

② 当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様のお申込にいただいた旅行においてお客様のサービスの普及及びそれらのサービスの受領のための手続を必要範囲内で利用し、お客様からお申込みいただいたパンフレットに記載された「運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代理店」に対し、電子的方法等で行うことにより提供いたします。その他、当社は、1. 当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2. 旅行参加履歴のご案内やご感想の提供のお願い、3. アンケートのお願い、4. 特典サービスの提供、5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

③ 当社は、旅行添乗業務、空港等のフリーツアーサービス業務等において、本項①により取得した個人情報取扱業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。当社は当該委託先企業を当社責任により選定し、当該委託先に関する契約を交わし、その個人情報取扱を管理いたします。

④ 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にお客に必要とする最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、お客様の申込みの簡章案内、催し内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。

⑤ 当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空会社名等に係る個人データを、必ず電子的方法等でお送りすることによって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込に出発前までにお申出下さい。

30. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

31. その他

- ① お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動発生に伴う諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様に負担いただきます。
- ② お客様のご便宜をはかるため土産物店のご案内がありますが、お買い物に際しましては、お客様の任意で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手付いはいたしません。免税店等がある場合は、「ご購入品を必ず手荷物としてご利用ください」というの手続きは、土産物・空港等へ帰国後に行い、お客様がご自身で、お客様がご自身の責任において、お客様がご自身の責任で帰国時手荷物検査が禁止されている品物がございましたので、ご購入には充分ご注意ください。
- ③ 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- ④ ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満の幼児が適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空機及び客室に入客のベッドを専用として使用しない適用します。
- ⑤ 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなりませ。海外発着のものについては、日表発表でのご案内した海外での集合場所を集合してから、海外での解散・離散となります。
- ⑥ 日本国内の空港等から、本項⑤の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- ⑦ 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なってください。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第20項①及び第24項①の責任を負いません。
- ⑧ 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入の際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通称にご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行停止、乗継する機種の切り替えが必要となります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料もいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したご場合もあります。この場合には第16項の当社所定の取消料をいただきます。

この旅行条件等は 2022年 9月 1日 の基準に基づきます。